

令和2年2月18日

大分県が発注する土木関係建設コンサルタント業務における
管理・照査技術者の資格要件である選択科目の一部改正について

技術士法（昭和58年法律第25号）第31条に基づき、技術士試験の第二次試験の選択科目を定める技術士法施行規則（昭和59年総理府令第5号）の一部が改正されたことに伴い、科目名の改正が行われた。

それに合わせ、「大分県が発注する建設コンサルタント業務等（測量・土木コンサルタント・地質調査）における管理・照査技術者の資格要件について」の「資格種類別担当業務内容一覧表」にある科目名を改正したので、お知らせします。

管理技術者・照査技術者の資格要件に関する今後の方針

資格名称	段階1 (H13～H14)		段階2 (H15～H16)		段階3 (H17～H18)		段階4 (H19～)		段階5 (H25～)		段階6 (H29～)※	
	照査技術者	管理技術者	照査技術者	管理技術者	照査技術者	管理技術者	照査技術者	管理技術者	照査技術者	管理技術者	照査技術者	管理技術者
測量士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
測量士補	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	×
技術士	○	○	○	○	○	○	部門別で○	○	部門別で○	科目別で○	科目別で○	科目別で○
技術士補	○	○	○	○	×	○	×	部門別で○	×	×	×	×
環境計量士	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	×	×
第1種電気主任技術者	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×
第1種伝送交換主任技術者	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×
線路主任技術者	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×
RCCM	○	○	○	○	○	○	部門別で○	○	部門別で○	部門別で○	部門別で○	部門別で○
各1級施工管理技士	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×
土地区画整理士	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×
地質調査技士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
実務経験者	100万円未満で○	100万円未満で○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
認定技術管理者 (H15追加)			部門別で○	部門別で○	部門別で○	部門別で○	部門別で○	部門別で○	部門別で○	部門別で○	部門別で○	部門別で○

※予定価格100万円未満の業務のうち、発注機関が軽微な業務と判断したものについては、「段階5」を適用できるものとする。

平成31年度以降の委託業務（測量、土木コンサルタント、地質調査）発注にあたっての留意点

1 技術者の要件

(1) 照査技術者又は管理技術者に選任できる資格等の要件については、照査技術者・管理技術者の資格要件一覧表（以下、「資格要件一覧表」という。）に記載された資格によるものとし、資格要件一覧表における取扱いの詳細は以下のとおり。

①「有資格者」は、照査技術者又は管理技術者に選任できるが、「段階6」において技術者となることができる「有資格者」は、測量士・技術士（業務に該当する選択科目に限る）・RCCM（専門部門に限る）・地質調査技士・認定技術管理者（登録部門に限る）とする。

②予定価格が100万円未満の「測量業務」については照査技術者の選任を要しないが、この場合の管理技術者は測量士でなければならない。

(2) 各有資格者が照査・管理技術者として担当できる業務内容は、原則、資格種類別担当業務内容一覧表（以下「担当業務内容一覧表」という。）によるものとする。

なお、発注機関がより高度な技術力を要すると判断する業務等については、随時に特記仕様書において必要な資格を明記するものとする。

また、予定価格100万円未満の業務のうち、発注機関が軽微な業務と判断したものについては、「管理技術者・照査技術者の資格要件に関する今後の方針」（以下「今後の方針」という。）における「段階5」を適用できるものとする。

2 業者の指名等

予定価格100万円未満の測量業務以外の業務に関しては、必ず照査・管理技術者の配置が義務付けられるため、業者の指名又は随意契約に係る見積を徴する相手方の選定にあたっては、「担当業務内容一覧表」及び特記仕様書により明記した資格を念頭に置き、発注しようとする業種内容について、照査・管理技術者になり得る技術者がそれぞれいることを確認し、指名等を行うこと。

3 特記仕様書への明記

(1) 当該発注業務が「担当業務内容一覧表」のどの業務区分に該当するかを特記仕様書に必ず明記するとともに閲覧設計書に「担当業務内容一覧表」を添付し明示すること。

(2) 予定価格100万円未満の測量業務以外の業務についてはすべて照査技術者の配置を求めるため、必ず特記仕様書に次のとおり明記すること。

「本業務に関しては、管理技術者とは別に、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、発注者に通知しなければならない。」

- (3) 上記1(2)により「今後の方針」における「段階5」を適用する場合は、上記3(1)による特記仕様書への記載に加え、次のとおり明記すること。

「本業務については、「管理技術者・照査技術者の資格要件に関する今後の方針」における「段階5」を適用する。」

4 入札に当たっての注意

入札に当たっては、管理技術者及び照査技術者（予定価格が100万円未満の測量業務については、管理技術者のみでも可）を選任すべき業務であることを入札参加者に認識させ、管理・照査技術者を選任できないことが判明した場合には入札に参加させない（指名を取り消す）こと（契約不履行とならないよう十分に注意すること。）。

5 照査技術者及び管理技術者の選任

- (1) 大分県土木設計業務等委託契約約款の適用を受けるすべての業務について、照査技術者及び管理技術者（予定価格が100万円未満の測量業務については、管理技術者のみでも可）を選任させなければならない。

このとき、照査技術者と管理技術者を同一の技術者が兼ねることはできないが、1人の技術者が照査技術者あるいは管理技術者として複数の業務を担当することはできるものとする。

- (2) 選任された技術者は、当該会社に常勤性のある者であること。

6 管理技術者及び照査技術者選任（変更）通知書（第7号様式）の提出

受注者から当該通知書を2部提出させ、1部は受付後受注者に返却し、他の1部は発注者が契約書とともに保管すること。

なお、以下の書類を必ず添付させること。

- ① 管理・照査技術者になり得ることを証する資格の証明書の写し

なお、技術士の選択科目を証明する場合は、「公益社団法人日本技術士会」が発行する「技術士登録等証明書」の写しを提出させること。

- ② 会社が常時雇用していることを証する社会保険証又は身分証明書等の写し

- ③ 他社から出向してきている技術者については、出向契約書等の写し

ただし、出向の技術者については、当該業務の履行期間満了後3箇月以上在籍する者でなければならない。

照査技術者・管理技術者の資格要件一覧表

業 種	業 務 区 分	有 資 格 者
測量業務	測量一般 地図の調整 航空測量	◎測量士 ◎測量士補（照査技術者不可。段階5適用の場合は管理技術者可。）
土木コンサルタント 業 務	河川・砂防及び海岸・海洋 港湾及び空港 電力土木 道路 鉄道 上水道及び工業用水道 下水道 農業土木 森林土木 水産土木 廃棄物 造園 都市計画及び地方計画 地質 土質及び基礎 鋼構造及びコンクリート トンネル 施工計画、施工設備及び積算 建設環境 機械 電気電子 その他	◎技術士 （段階6：選択科目が別添「資格種類別担当業務内容一覧表」に掲げる者に限る。） （段階5：技術部門及び選択科目が別添「資格種類別担当業務内容一覧表」に掲げる者に限る。） ◎RCCM（専門部門別で可） ◎認定技術管理者（注5）
地質調査業務	地質調査	◎技術士 （段階6：選択科目が別添「資格種類別担当業務内容一覧表」に掲げる者に限る。） （段階5：技術部門及び選択科目が別添「資格種類別担当業務内容一覧表」に掲げる者に限る。） ◎RCCM（専門部門が「地質」、「土質及び基礎」に限る。） ◎地質調査技士 ◎認定技術管理者（注6）

- (注) 1. 照査技術者と管理技術者はこれを兼任できないが、他の業務との兼任はできる。
2. 予定価格が100万円未満の「測量業務」については照査技術者の選任を要しないが、この場合の管理技術者は測量士でなければならない。
3. 各発注機関がより高度な技術力を要すると判断した業務等については、必要な資格を選定し、随時に「特記仕様書」に明記するものとする。
4. 予定価格100万円未満の業務のうち、発注機関が軽微な業務と判断したものについては、「管理技術者・照査技術者の資格要件に関する今後の方針」における「段階5」を適用できるものとする。
5. 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第3条第1号ロに規定する認定を受けた者。
6. 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第3条第1号ロに規定する認定を受けた者。

資格種類別担当業務内容一覧表（段階6）

コード表	資格名称	技術（専門）部門	選択科目	土木コンサルタント																	地質調査								
				測量一般	地図	航空測量	河川	港湾	電力土木	道路	鉄道	上水道	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画	地質		土質基礎	鋼構造	トンネル	施工計画	建設環境	機械	電気電子	その他
A1	測量士			●	●	●																							
A2	測量士補																												
E1	技術士	総合技術監理部門	機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット、情報・精密機器、材料強度・信頼性、機構ダイナミクス・制御、熱・動力エネルギー機器又は流体機器とするものに限る																						●		△		
E2			電気電子一般及び送配変電、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備又は電力・エネルギーシステムとするものに限る																								●	△	
E3			建設一般並びに河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る			●																							△
E4			建設一般並びに港湾及び空港とするものに限る			●																							△
E5			建設一般及び電力土木とするものに限る					●																					△
E6			建設一般及び道路とするものに限る						●																				△
E7			建設一般及び鉄道とするものに限る							●																			△
E8			建設一般並びに都市及び地方計画とするものに限る														●	●											△
E9			建設一般並びに土質及び基礎とするものに限る																			●							△
E10			建設一般並びに鋼構造及びコンクリートとするものに限る																				●						△
E11			建設一般及びトンネルとするものに限る																					●					△
E12			建設一般並びに施工計画、施工設備及び積算とするものに限る																						●				△
E13			建設一般及び建設環境とするものに限る																						●				△
E14			上下水道一般並びに上水道及び工業用水道とするものに限る									●																	△
E15			上下水道一般及び下水道とするものに限る									●																	△
E16			農業一般及び農業土木、農業農村工学とするものに限る										●																△
E17			森林一般及び森林土木とするものに限る											●															△
E18			水産一般及び水産土木とするものに限る												●														△
E19			情報工学一般とするものに限る																								●		△
E20			応用理学一般及び地質とするものに限る																								●		△
E21	衛生工学一般及び廃棄物管理、廃棄物・資源循環とするものに限る																										△		
E22	機械部門		機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット、情報・精密機器、材料強度・信頼性、機構ダイナミクス・制御、熱・動力エネルギー機器又は流体機器とするものに限る																						●		△		
E23	電気電子部門		電気電子一般及び送配変電、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備又は電力・エネルギーシステムとするものに限る																							●	△		
E24	建設部門		河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る				●																				△		
E25			港湾及び空港とするものに限る				●																					△	
E26			電力土木とするものに限る						●																			△	
E27			道路とするものに限る							●																		△	
E28			鉄道とするものに限る								●																	△	
E29			都市及び地方計画とするものに限る														●	●										△	
E30			土質及び基礎とするものに限る																								●	△	
E31			鋼構造及びコンクリートとするものに限る																								●	△	
E32			トンネルとするものに限る																									△	
E33			施工計画、施工設備及び積算とするものに限る																									△	
E34			建設環境とするものに限る																									△	
E35			上下水道部門		上水道及び工業用水道、下水道とするものに限る							●	●																△
E36			農業部門		農業土木、農業農村工学とするものに限る								●																△
E37			森林部門		森林土木とするものに限る									●															△
E38			水産部門		水産土木とするものに限る										●														△
E39	情報工学部門		特定なし																							●	△		
E40	応用理学部門		地質とするものに限る																							●	△		
E41	衛生工学部門		廃棄物管理、廃棄物・資源循環とするものに限る																								△		
I1	RCCM	河川、砂防及び海岸・海洋					●																				△		
I2			港湾及び空港				●																					△	
I3			電力土木						●																			△	
I4			道路							●																		△	
I5			鉄道								●																	△	
I6			上水道及び工業用水道									●																△	
I7			下水道										●															△	
I8			農業土木											●														△	
I9			森林土木												●													△	
I10			水産土木													●												△	
I11			造園															●										△	
I12			都市計画及び地方計画																●									△	
I13			地質																									△	
I14			土質及び基礎																									△	
I15			鋼構造及びコンクリート																									△	
I16			トンネル																									△	
I17			施工計画、施工設備及び積算																									△	
I18			建設環境																									△	
I19			機械																									△	
I20			電気電子																									△	
I21			廃棄物																									△	
K1	地質調査技士																										△		
R1~R22	認定技術管理者																										△		

「●」は照査技術者及び管理技術者になれる資格とする。
 「△」は業務の内容により特記仕様書に必要な資格を指示するもの。
 「☆」は建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）及び地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）により登録した部門に限り、管理・照査技術者になれる。

【証明書の例】

第 〇〇-△△△△ 号
平成□□年〇〇月△△日

技 術 士 登 録 等 証 明 書

指定登録機関
公益社団法人 日本技術士会会長

証
明
印

下記のとおり、技術士法第32条第1項の規定による登録を受けていること等を証明する。

記

氏 名 〇〇 〇〇
生 年 月 日 昭和〇△年〇月□日
登 録 年 月 日 平成□〇年〇月△日
登 録 番 号 第 〇△□△□ 号
事務所の名称 〇〇測量設計株式会社

事務所の所在地 大分県大分市〇□町△〇□番地

登 録 内 容

試験合格年月	技術部門の名称	選択科目の名称
平成 14 年 03 月	建設部門	道路
平成 17 年 02 月	総合技術監理部門	建設一道路